



◆介護サービスを利用するには

Q： 要介護認定の結果が出たのですが、介護サービスを受けるにはどのようにしたらいいですか？

A： 要介護認定申請の結果が出たら、すぐデイケアやホームヘルプなどのサービスを利用できるわけではありません。介護サービスを利用するには、どのような介護や支援が必要か、どのような頻度で行うかなどの介護サービスの計画（ケアプラン）を作成する人（ケアマネジャー）を決める必要があります。

ケアマネジャーは各サービスを提供する事業所と連絡や調整をして、ケアプランの原案を作成し、費用や日時の同意を利用者からもらいケアプランを作成します。ケアプランの作成が済んだら、サービス事業所と契約し、介護サービスの利用が始まります。利用したサービス費用の1割を利用者が負担します。

※ 介護サービスを提供する事業所との契約をするときは、サービスの内容や料金などをしっかり確認し、トラブルを未然に防ぎましょう。



Q： ケアマネジャーは自分で決めることができるのですか？

A： ケアマネジャーは、原則として利用者が選ぶことも変更することもできます。ケアマネジャーが所属している事業所（居宅介護支援事業所）は役場の窓口で紹介しています。

※ 要支援の認定を受けた人の居宅介護支援事業所は、自動的に地域包括支援センターとなります。地域包括支援センターのケアマネジャーは、自立させることを目標とした介護予防サービスを提供できるようなケアプランを作成します。

大崎町の介護保険事業の報告

介護保険の実績についての報告（利用者の1割負担を除いた大崎町の支払い分）

第1号被保険者（65歳以上の人）		4,799人	平成19年2月 末日現在
要介護（支援）認定者		784人	
給付実績	在宅介護サービス費	24,168,501円	平成19年1月 の給付実績
	施設介護サービス費	51,295,004円	
	その他（介護予防サービス費も含む）	21,727,833円	
	介護サービス費 合計	97,191,338円	

【お問い合わせ先】 大崎町役場 福祉課 介護保険係 TEL476-1111（内線131）